

## 令和7年度入札監視委員会第2回定例会議

(資料の確認等は省略)

### (1) 審議事案

#### ① 総務部・×××課 ×××無停電電源設備蓄電池更新工事

#### ○委員

それでは、1番目の案件につきまして、発注箇所の総務部×××から説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

#### ○説明者

総務部×××です。

本日は、説明者である課長の×××が所用により欠席になってしまいまして、代理で×××のほうから説明させていただきます。申し訳ございません。

それでは、着座にて説明させていただきます。

案件1件目の総務部×××で発注しました×××無停電電源設備蓄電池更新工事につきましてご説明申し上げます。

まず、事案の説明をする前に、本事業の概要の説明を若干させていただきます。

総務部×××では、×××を安全かつ長期にわたって使用していくため、長寿命化対策として、電源設備の更新、改修、点検整備を計画的に実施しております。

具体的には、老朽化した×××電源設備について、防災拠点としての機能維持の重要性、機器故障発生時の影響を考慮しまして、投資時期の分散化を図りながら更新工事等を実施しております。

本工事なのですが、×××電源設備における非常用電源である無停電電源設備の蓄電池について交換を行うものでございます。

それでは、1ページの審議事案説明書をご覧ください。

まず、工事場所でございますが、×××市×××、こちらは×××敷地内となります。

具体的には、3ページをお開き願います。

こちらの×××敷地のうち、赤枠の箇所の×××が工事場所でございます。

それでは、1ページの審議事案説明書にお戻り願います。

工事概要をご説明いたします。

工事の概要といたしましては、×××において、UPSと呼ばれる、停電発生時に瞬時に内蔵蓄電池に切り替えて電力供給を継続する機能を持つ無停電電源設備の蓄電池とヒューズ等の消耗部品を交換し、併せて、健全性の確認として、周辺盤の遮断機と呼ばれる大型ブレーカーの点検を行っております。

より詳細な箇所として、4ページ目をお開き願います。

こちらは、×××地下2階にある電気室の平面図となります。赤枠が今回の工事の該当箇所でございます。

続きまして、次の5ページ目をお開き願います。

こちらは、×××の地下1階電気室の平面図となりまして、同様に赤枠のところは今回工事の該当箇所でございます。

続きまして、入札参加資格についてご説明いたします。

再び、1ページ目をご覧ください。

入札参加資格としまして、1つ目として、電気工事について、令和5・6年度建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けがA等級であること、2つ目として、電気工事について、令和5・6年度建設工事入札参加資格者名簿に登載された年間平均完成工事高が予定価格(税抜き)以上の者であること、また、3つ目としまして、電気工事について、建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者になり得る者を対象工事に専任で配置できることでございます。

続きまして、入札参加資格の設定の経緯と理由をご説明いたします。

当該工事は、県庁舎電源設備の無停電電源設備において、老朽化した蓄電池等を交換するものでございます。

今回の工事に当たりましては、高い技術力や安全対策に対する適正な施工監理が求められることから、こちらは格付けをA等級としているところでございます。

また、同様の理由で、相応の能力を有する業者に施工してほしいという考えから、年間平均完成工事高が予定価格(税抜き)以上の者としたところでございます。

また、地域要件につきましては、今回、設定しておりません。こちらは県外業者である現設備の設置メーカーやほかの業者が幅広く入札参加可能としております。そのため、応札可能業者数は多く、276者となっております。

それでは、続きまして、記載にはございませんが、入札参加資格の確認申請書、申請者の数は17者ございました。

参加申請の審査の結果、17者全てにおいて参加資格が認められましたので、全員に入札参加資格確認申請結果を合格として通知しております。

続きまして、次のページ、2ページをご覧ください。

こちらは契約金額ですが、税込みで1億8,159万9,000円でございます。

続きまして、入札の経緯及び結果についてご説明いたします。

入札参加者は7者、落札者は×××、予定価格は税抜きで1億7,945万円、調査基準価格は1億6,509万円、入札金額は1億6,509万円、落札率は92.0%でございました。

詳細につきましては、6ページの入札結果登録をお開き願います。

入札結果登録は確定をしてございまして、入札の前に10者から入札の辞退届がございま

して、実際の入札参加者は7者となりました。

入札金額についてなのですが、番号11から14の4業者が同額となりました。

続きまして、次のページ、7ページをお開きください。

7ページは、くじの結果になります。こちらにより、落札者は、×××となっております。

次に、8ページに契約内容を公表したものを添付してございます。

続きまして、9ページをお開き願います。

こちらは、工事完成検査結果通知書でございます。

こちらの書類の中ほどに記載がありますように、完成検査日は令和7年3月28日、結果は合格でございます。

総務部には工事成績評定要領がございませんので、点数はございません。

続きまして、10ページから11ページにつきましては、工事写真の一部を添付させていただいております。

この主な工事内容は、今回の工事の内容は蓄電池でございますので、10ページのほうが×××の工事、11ページのほうが×××の工事写真でございます。

続きまして、12ページは工事起工概要書、13ページから16ページが工事数量内訳書でございます。

また、17ページから21ページにつきましては、入札公告でございます。

説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたら、委員の皆様、お願いしたいと思います。

何かございますでしょうか。

では、委員、お願いします。

○委員

ご説明ありがとうございました。

最初のほうでご説明があったのですが、入札金額が4者同額であったということで、資料を拝見すると、この金額が調査基準価格と全く同額というふうに読めたのですが、この調査基準価格というのは公表されているものなのですか。

○説明者

調査基準価格につきましては、こちらは事前公表はしておりません。

○委員

していない。

○説明者

はい、しておりません。

○委員

すると、どんな感じなのでしょうかね。

○説明者

実際、調査基準価格はぴったり4者で入ったことは事実なのですが、こちらは推測となってしまうのですが、過去の入札結果から、応札業者さんは、調査基準価格が予定価格に対してどのくらいであるかということは大体分かっているのかなと思っております。

○委員

調査基準価格そのものは公表されていないけれども、予定価格は公表されていたか。

○説明者

はい。

○委員

予定価格は公表されていて、何割ぐらいというのは、これは別に公表されていないのですよね。過去の入札金額を見ても、調査基準価格と等しかったかどうかというのは入札された会社の方は分からないのですよね。

○説明者

そうですね。こちらの結果の公表ですね。

○委員

大体過去の例から、予定価格の何割ぐらいが基準価格だろうということで応札されたのではないかというお答えだと思ったのですが、その何割減かというのは公表されていないはずなので、分からないはずだと思ったのですが、その辺は違うのですか。

○説明者

こちらは事前では公表されていないのですが、契約内容の公表ということで、こちらについて経過の公表がされていまして、予定価格の公表と最低制限価格、調査基準価格については事後公表されております。

○委員

各入札事案に対して、全部、後で公表しているのですね。

○説明者

そうですね。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

○委員

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

そうしたら、私のほうから。

今回、辞退者がすごく多かったのですが、その辺の事情については何かご存じのことはありますか。

○説明者

辞退者なのですが、実際の業者さんの判断なので、ちょっと理由は分かりかねるのですが、よく電気工事ですと、とりあえず参加申請をいたしまして、その間に、ほかの電気工事の入札、県も含めて、市のほうでも入札は多数ございまして、エントリーした中で、そちらで入札できたということで、技術者が足りなくなったとか、そういうこととかがあるのではと推測しております。

○委員

では、×××委員。

○委員

6ページの入札結果のところ、17者が当初登録されたというお話があったかと思うのですが、この割合で県外はどのぐらいの割合だったのですか。

○説明者

今回の17者につきましては、県内業者さんが17者エントリーしまして、10者辞退なので、7者で入札という形になっております。

○委員

地域要件を設けなかったとおっしゃっていたのですが、県外からも入札は別にできるのですか。

○説明者

そうですね。県のほうの参加資格者名簿に載っている業者さんでしたら、県外業者さんでも参加できる形にしておりました。

○委員

分かりました。

○委員

ほかにございますでしょうか。

では、×××委員、お願いします。

○委員

先ほどの事後に公表される調査基準価格なのですが、これは、今おっしゃった何割引というような決め方なのですか。

○説明者

実際は、県のホームページのほうで、調査基準価格、最低価格の考え方についてはある

程度公表されていまして、詳細はこういうことで率は違ってくる感じになっております。幅があるという感じですね。予定価格に対して何%から何%ぐらいに計算でなることは推測はできるということです。

○委員

内訳で、品質を落とさないけれども、企業努力で圧縮できるような品目のところを圧縮したらこれぐらい減ることも考えられるとか、そういう積み上げというか、積み下げというか、そういうふうに計算されているのか、それとも、単純に何%から何%ぐらいというふうにされているのかというのでは、ケース・バイ・ケースかもしれませんが。

○説明者

調査基準価格としましては、各経費、材料とか労務費の直接工事費、あと、いわゆる仮設費とか現場管理費について、それぞれ何%ぐらいまでは許容できるような感じで調査基準価格を設定しております。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

○委員

×××先生、お願いします。

○委員

一つ教えていただきたいのですが、先ほどの参加資格のところ、これはページで言いますと1ページのところで、1行目が建設工事入札参加資格者名簿で、下のほうが「茨城県」がついているのではないですか。そこの違いなのですが、先ほどの話で、茨城県建設工事入札参加資格者名簿のほうに載っている県外の人も可能なのだという話でしたので、そうすると、1行目のとはどう違う形になるのでしょうか。

○説明者

すみません。こちらは誤字というか、抜けてございまして、こちらは同じです。大変失礼しました。茨城県の名簿になっております。大変失礼いたしました。申し訳ございません。

○委員

分かりました。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

では、事務局のほうから。

○事務局

事務局の監理課、×××と申します。

先ほど、最低価格設定のところでご質問がありましたので、監理課のほうから補足させていただきます。

予定価格自体は事前公表、最低制限価格関係については事後公表するという中身はそのままなのですが、最低制限価格の求め方につきましては、例えば、直接工事費に97%を掛けた額、現場管理費に90%を掛けた額、あと、共通仮設費に90%、あと、一般管理費に68%を掛けた額を設定しますというのは既に公表しておりますので、なので、予定価格が出ているので、適切に積算ができる会社さんであれば、答え合わせ的に自分の積み上げが間違っていないなというのができれば、最低制限価格のところについても計算で求めることはできるというような状況になります。

補足させていただきました。

○委員

ありがとうございます。

では、そうすると、今回の4者というのはちゃんとした業者で、積算できる業者だったということなのでしょうかね。

○事務局

と推察されます。

○委員

ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、1番目の事案につきましては、ここまでとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

では、2番目の土木部さんと代わってください。

## ②土木部・××× ×××ポンプ場自家発電設備改築工事

○委員

準備ができましたら、適宜、始めてください。

○説明者

お待たせいたしました。

×××課長の×××と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

まず、1枚目です。×××で発注いたしました×××ポンプ場自家発電設備改築工事につきまして、審議事案説明書に沿ってご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

入札方式につきましては、総合評価方式による一般競争入札でございます。

工事名は、06国補湖流下 第×××号 ×××ポンプ場自家発電設備改築工事でございます。

す。

工事種別は、電気工事になりまして、工事場所は、×××市×××地内にあります×××ポンプ場でございます。

3ページをご覧ください。

右上の図が当該工事箇所の×××ポンプ場の位置図でございます。

中央上の図が×××ポンプ場の平面図でございます。本工事につきましては、×××ポンプ場に設置されている自家発電機設備を更新するものでございます。

詳細な図面は、ページ中央に記載のとおりでございます。赤枠部分が対象箇所となっております。

内容といたしまして、自家発電装置1式、発電機盤1式、自動始動盤1式、始動用直流電源盤1式でございます。

1ページにお戻りいただきまして、入札参加資格でございます。

1点目が、令和5・6年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に搭載された電気工事の格付けがAで、総合点数が1,000点以上の者であること、2点目が、令和5・6年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に搭載された電気工事の年間平均完成工事高が50億円以上の者であること、3点目が、過去10年以内に国内において竣工した地方公共団体又は日本下水道事業団が発注した同種又は類似の電気設備工事を元請として施工した実績があること。

なお、同種工事とは、下水道終末処理場又は下水道中継ポンプ場におけるディーゼル発電機の新設又は改築工事になりまして、類似工事とは、下水道終末処理場、下水道中継ポンプ場又は浄水場における電気設備の新設又は改築工事としております。

4点目が、電気工事につきましては、建設業法第26条に規定する技術者を配置できる者であること、以上の4点を参加資格といたしました。

2ページ目の入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

本工事につきましては、ポンプ場の自家発電設備の改築工事でございます。下水道の機能を維持するための重要な設備の一部であり、工程管理と施工の確実性を求められることから、設備に精通した高度な技術と経験を持つ業者を選定する必要があるとございます。

よって、企業の施工実績、配置予定技術者の施工経験などを併せて評価の対象とすることにより、工事の品質確保を図るため、総合評価方式の一般競争入札として執行いたしました。

この資格要件での応札可能業者は40者ございました。

総合評価方式の評価項目及び評価基準につきましては、26ページから27ページに記載しております。

2ページにお戻りください。

入札の経緯及び結果でございます。

令和6年8月19日に入札公告を行いましたところ、1者から入札参加資格確認申請があり、参加資格を確認した結果、資格を有していることを確認いたしました。

同年9月13日の開札には、申請した1者の応札がありました。

予定価格は、税抜き3億6,340万円、調査基準価格は、税抜き3億3,432万円、これに対しまして、入札金額は、税抜き3億5,200万円で、落札率は96.9%となりました。

入札の結果につきまして、4ページをご覧ください。

入札価格と価格以外の評価から評価値を算定し、評価値の一番高い者を落札者としております。

入札金額の税抜き3億5,200万円と評価点111点を基に算出した評価値が3.153となり、また、1者応札のため、×××を落札者と決定し、同者と契約を行いました。

また、価格以外の評価結果及び総合評価につきましては、5ページに記載してございます。

設計変更についてでございますが、現時点では行っておりません。

本工事の完成は、令和9年3月を予定しております。

審議事案の説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員

ご説明ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からのご質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

どなたかありますか。

それでは、×××委員、お願いします。

○委員

ご説明ありがとうございました。

今回、落札というか、応札された会社が1者ということで、事前に入札資格確認申請があつて、いいですよというふうに言われたということなのですが、それは入札の確認を申請した方にだけ返事をするのか、つまり、確認申請をした方は、応札の前日ぐらいに、何者ぐらいが確認申請したのかが情報として分かるのですか。

○説明者

そこは分からない。

○委員

入札の当日になるまで、自分しか応札しないのが分からない。

○説明者

そうですね。ほかの方に申請が出てきたのは何者ですという情報は一切ご説明はしない。

○委員

一切。では、1者ぐらいいかなと思っていても、2者行ってずっこけることがあるかもしれない。

○説明者

そうですね。

○委員

分かりました。

もし1者だと分かっていたら、随分気前よく引き下げたなと思ったので。

そういうことなのですね。分かりました。

ありがとうございます。

○委員

ほかにございますでしょうか。

○委員

どうしてもなぜ1者だけだったのかというところは気になるといえば気になるのですが、入札参加資格者イコール応札可能業者と考えてよろしいわけですよね。それとも、そこは違うのですか。

前のページに入札参加資格というのがあるではないですか。それを満たした者イコール応札可能業者というふうに読んでよろしいわけですよね。

○説明者

そうですね。

○委員

40者いて、1者しかいなかったわけなのですが、ちょっと少ないようにも見えるのですが、これはどういう背景があるか分かりますか。

○説明者

その点につきましては、私たちの推測でしかないのですが、今回、ポンプ場の発電機の更新ということで、新しいものに取り替える工事でございますが、その切り替えのときと、発電の試験のときに停電で作業をすることになりまして、そうしますとポンプ場の機能が停止するのです。ただ、一方で、下水はポンプ場に流れてきますので、その流れてくる中でポンプ場が機能停止している中での作業ということで、ちょっとリスクを伴うような工事になりまして、今回、この落札になった業者さんは、既設の自家発電を設置している業者さんで、定期的にメンテナンスも実施していることから、その辺のリスク管理なんかも十分承知しているというところなのだと思うのですが、新しく参入する方がそのリスクを背負ってまで参加したいかどうかというところで、多分、そこがちょっとリスクがあって参加していないのかなということは、私たちはそういうことで推測をしております。

○委員

では、従来からずっとこの施設に関連している業者さんだったということですね。

○説明者

そうですね。既存の自家発電機を製作して設置した業者さんということになります。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

そういうときって、やっぱり1者しか普通は入札しなくなってしまうということなのですかね。

○説明者

ここ数年、下水道の機械とか電気、×××の発注に1者応札が続いているような状況でございます。

○委員

そうですか。分かりました。

ありがとうございます。

○委員

ありがとうございます。

ほかにご質問はございますか。

では、×××委員、お願いします。

○委員

この案件だけではないのですが、今おっしゃったことで、既存の施設のリプレースは、やはり既存の施設を設置した技術力とか、そういう状況が分かる会社の方にやっていただくのがいいというのはご説明でよく分かるのですが、一方で、一般競争入札なのですよ。ということは、ほかの会社の方に入ってもらえるようにすることも発注機関としての役割ではないかと思うのですが、そのあたりのバランスというか、あんばいはどのようにお考えですか。

○説明者

ご説明の中でお話しさせていただいたのですが、参加資格の中で同種工事と類似工事ということでご説明させていただきましたが、類似工事につきましては、下水道の終末処理場と下水道中継ポンプ場のほかに浄水場の電気工事、ここはポンプ場という制約はなく、浄水場における電気設備ということで、そこで幅を広げているというようなことでさせていただきます。

○委員

でも、今回は残念なことに、なかったわけですよ。

私は仕組みは分からないので、この受注された方に聞かれるということが可能なのかどうか分かりませんが、もしそういう背景が分かれば、次の機会で、新しい会社も少なくとも応札はされるような設定にするというような可能性はできないですかね。

○説明者

この工事に関しては、応札された業者さんがこの業者さんなので、ほかの工事で1者入札になっているようなところで、なぜなのかということは聞くことはできるかと思いません。

○委員

そうですね。ありがとうございます。

○委員

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

では、×××先生、お願いします。

○委員

4ページ、今回は総合評価方式の入札ということで、4ページのほうですが、評価点というのが出ているのですね。あとは、入札の金額との関係でこの評価値というのを出しているのだと思うのですが、総合評価方式の場合でも、応札した金額、入札した金額が予定価格以下であり、最低制限価格以上であれば落札ということになるのですか。それとも、評価値の数値によっては、金額がその範囲に収まっても落札できないということもあるのでしょうか。

お尋ねする部署が違うのかもしれませんが。

○説明者

この評価値3.153につきましては、総合評価の点数が111点ということでございまして、この111点を入札金額の3億5,200万円で割って、整数に引き上げると3.153という数字になるのですが、この数字は、今回、1者だけですので、3.153しかないのですが、何者か応札していただいたときには、3.153というこの評価値が高いところが、委員のおっしゃるとおり、予定価格以下で、調査基準価格よりも上回っている金額で応札された中の一番高い方が落札者ということになるのですが、この評価値の3.153につきましては、小さかったり大きかったりしても、どこかでこの数字が出たら落札者にはなり得ないというようなことはなくて。

○委員

ということは、金額と評価点の関係で、この評価値が幾つであっても落札できると。

○説明者

そうですね。

○委員

この上に標準評価値2.751とありますね。この関係はどんなふうになっているのですか。

○説明者

これは、基準点が100点ということで、総合評価の金額が100点でございまして、予定価格3億6,340万円で割ったときの数字が2.751ということでございます。

ちょっと分かりづらいのですが。

○委員

そうすると、応札した業者さんが、この2.751以上の評価値であれば落札とかって、そういうことではないのですね。この3.153って、たまたま結構いい数値なのだと思うのですが、これがどんなに低くても落札できてしまうのでしょうかということです。

○説明者

応札の金額によって、調査基準価格よりも小さく応札すればこの数字は大きく出ると思うのですが、その前に、金額が低ければ落札者にはなり得ないと思うのですが、私のほうも、数字が大きくても、小さくてもというお話をさせていただきましたが。

では、お願いします。

○事務局

入札制度に関わることなので、監理課から補足させていただきます。

今、委員からご指摘いただきました総合評価方式につきましては、一般的な価格競争だけのところの入札、価格競争だけではなくて、これまでの工事の成績であるとか、配置する技術者について加点をして、総合的に価格プラス配置する技術力だったりで品質を確保するためのということで、そういう入札方式を用いています。

今の委員のご指摘のところですと、何点以下になると失格かとかいうことをご指摘いただいたと思うのですが、この選ぶときに、具体的な例示でお話ししてしまったほうがいいと思うのですが、5ページの上のところ決定基準ということで、今の標準点に対して、例えば、工事成績の評定では何点以上ですと3点までプラスしますとか、施工実績とかというのをプラスして点数をつけていくのですが、そのところで、仮に、今、例示で出てきたところの会社については111点という評価点が入っていたと思います。これが3億5,200万円に対しての評価点の111点というのがありまして、ここに対して、もし別の会社さんが応札して、3億5,300万円で入れている会社がある。そこに対して、評価点が、例えば、120点ぐらい取っている会社さんがあつたりすると、価格は高いのだけれども、総合点で逆転するので、そこで評価値として上回っていれば、価格は高いのだけれども落札するというような制度を使った入札制度になっております。

○委員

何者が応札している場合は分かります。1者の場合にはどうなのでしょうという。

○事務局

土木部の×××でございます。

多分、委員が今質問しているのは、幾らでも、点数が低くても高くても落札するのかというご質問だと思うのですが、それについては、この4ページの表にあります調査基準価

格／最低制限価格がございまして、この場合で言うと、3億3,432万円というのが、先ほども事案として出てきた、これが基準になっています。これを下回るものについては排除するという形になりますので、何者かあれば、先ほどから説明している評価点が最終的な数値、その一番高いところというふうな形の制度を取っている状況でございます。

よろしいですかね。

○委員

要するに、最低の基準さえクリアしていれば、あまりそこは関係なくという仕組みだということ。

○委員

そういうことなのですね。

○委員

それで、単純に幾つか競合したときに、そこは総合で考えましょうみたいな話なので、1者のときには基本的には関係ないと、そういう話でいいですかね。

○委員

はい、分かりました。

○委員

ほかにご質問ございますでしょうか。

大丈夫ですかね。

そうしましたら、ご説明ありがとうございました。以上になります。

### ③企業局・××× 配水管布設(耐震化)工事

○委員

準備ができましたらどうぞ。

○説明者

企業局×××の×××と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、3番目の審議事案をご説明いたします。

配水管布設(耐震化)工事でございます。

1ページ、審議事案説明書をご覧願ひます。

一番上、入札方式は、総合評価方式の一般競争入札でございます。

工事名は、(債務)鹿工水(改築)配水 第×××号 配水管布設(耐震化)工事です。

工事種別は、土木一式工事です。

工事場所は、×××市×××地内であり、4ページの位置図にありますとおり、×××地帯に立地する企業へ工業用水を供給する管を整備する工事でございます。

続いて、工事の概要でございます。

5ページの平面図をご覧ください。

水色で表示されております既設の工業用水道管が老朽化していることから、赤色の位置に、推進工法により、延長約360mの区間において新たな管を布設し、工業用水道管の耐震化を図る工事でございます。

次に、入札参加資格についてご説明いたします。

1ページにお戻りください。

本工事につきましては、この工事の施工を目的とした3つの建設業者で構成する特定建設工事共同企業体による工事としております。

まず、全ての構成員に共通の要件といたしまして、土木一式工事について、特定建設業の許可を受けていること、対象工事に係る設計業務の受託者と、資本金及び人事面において関連がある者でないこととしております。

次に、各構成員の参加資格要件についてご説明いたします。

まず、代表構成員の要件といたしましては、入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付けがS等級であり、過去10年以内に国内で竣工した国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した同種工事又は類似工事を元請として施工した実績のある者としております。

同種工事といたしましては、口径800mm以上かつ延長100m以上の管渠推進工事、また、類似工事といたしまして、口径400mm以上かつ延長100m以上の鋼管又はダクタイル鋳鉄管を用いた上水道管又は工業用水道管の布設工事としております。

また、茨城県内に本店があることとしております。

続いて、2ページをご覧ください。

代表構成員以外の構成員(その1)についてですが、入札参加資格者名簿に搭載された土木一式工事の格付けがS等級であること、過去10年以内に竣工した茨城県企業局又は茨城県が発注した土木一式工事を元請として施工した実績のある者としております。

また、茨城県内に本店があることを要件としております。

次に、代表者以外の構成員(その2)についてですが、入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付けがS又はA等級であること、過去10年以内に竣工した茨城県企業局又は茨城県が発注した土木一式工事を元請として施工した実績のある者としております。

また、×××事務所管内に本店があることとしております。

続きまして、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

本事案は、先ほどご説明いたしましたとおり、×××地帯の立地企業に工業用水を供給する配水管路の耐震化工事でございます。大型車両等の交通量が多い国道×××号を交通規制し、通行を確保しながらの施工となるため、施工の確実性に加え、適切な工事監理が求められますことから、施工業者の実績や技術力など、価格以外の要素を含めて落札者を

決定する総合評価方式で入札を実施いたしました。

なお、応札可能者数は、調査の結果、代表構成員が58者、代表者以外の構成員(その1)が103者、代表者以外の構成員(その2)が54者でございました。

続いて、6ページをご覧ください。

入札参加申請は、5つの企業体からあり、全ての申請者が参加資格を有していることを確認いたしました。

7ページをご覧ください。

総合評価方式の評価項目、評価点につきましては、工事成績評定、企業の施工実績、配置予定技術者の施工経験などとし、合計28.5点を加点する内容としております。

各項目の詳細につきましては、資料の29ページから31ページに記載されておりますが、多数の項目がありますので、ここでの説明は省略させていただきます。

7ページ左下に総合評価結果を記載してございますが、応札がありました5つのJVのうち、入札額と価格以外の評価点から算出される評価値が最も高かった×××が落札者に決定しております。

3ページ目に戻っていただきまして、一番下の入札の経緯及び結果でございます。

予定価格は、税抜きで21億1,205万円、応札金額は20億7,400万円、落札率は98.2%でございます。

本工事については、現在施工中であり、これまでに発進立坑の設置工事が完了している状況でございます。

以上、簡単ではございますが、審議案件の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員

ご説明ありがとうございました。

ご質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

では、×××委員、お願いします。

○委員

ご説明ありがとうございました。

2ページ目の入札参加資格の設定の経緯及び理由のところ、応札可能業者数は、今回、JVを想定されているというふうに考えているのですが、それでよろしいですか。

○説明者

はい。

○委員

JVの中の構成員の数は、最低3者ですか。

○説明者

3者です。

○委員

代表構成員が58で、その次の構成員の1が103で、2が54ということですが、これだと、最も多く皆さんが応札した場合は何者応札になるのですか。58。

○説明者

54になります。

○委員

54ですか。それはどうしてですか。

○説明者

代表者以外の構成員(その2)が54者ですので、ここが最大になります。

○委員

ああ、そうか。

後ろの2者目と3者目の方は、別のJVにエントリーとか、両方エントリーとかできないのですか。認めない。

○説明者

できません。

○委員

では、この一番小さい数字がその最大の応札者数。

○説明者

最大となります。

○委員

ありがとうございました。

分かりました。

○委員

ありがとうございます。

ほかにございますか。

それでは、私のほうから、

この工事の内容を拝見すると、令和6年12月から令和9年3月までと、比較的長い期間にわたって債務負担行為ということでやられるということだと思いののですが、昨今、物価の上昇とか工事費の高騰が言われている中で、当初この金額でということで予定されて入札されたわけですが、今後、そのあたりの見込みというか、追加工事という話になるのか、そのあたりなのですが、どのようにお考えでしょうか。

○説明者

工事契約書の25条に、工事の契約締結後に賃金水準又は物価水準に一定以上の変動が生じた場合、請負代金の変更を請求することができる旨明記されていますので、状況によっ

では、そういったこともあります。

○委員

現時点ではそういった話は来ていますか。

○説明者

現時点ではそういった話は来ていません。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

いつもこの場では問題になるのですが、追加工事が次から次へとという話になって、金額がつり上がる。結局入札をやっている意味がないのではないかみたいな話になりかねないので、そこについては適切な運用をよろしくお願いします。

ほかに何かご指摘事項とかご質問事項ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、以上となります。

どうもありがとうございました。

#### ④総務部・××× ×××統制室GHPエアコン更新工事

○委員

では、よろしければ始めてください。

○説明者

×××の×××と申します。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、審議事案4番の×××統制室GHPエアコン更新工事についてご説明させていただきます。

それでは、着座にて失礼いたします。

初めに、当事業の全体概要をご説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料3ページ目の位置図をご覧いただきたいと思います。

本事業における対象施設は、JR×××駅西口から西へ1.5キロほど、徒歩ですと大体15分程度の場所でございます×××内の建屋でございます。統制室という名称でございます。

当該施設は、平成14年に竣工いたしまして、鉄筋コンクリート造1階建て、延床面積が326.44㎡でございます。

次に、工事箇所でございますが、資料4ページ目の配置図をご覧いただきたいと思ひます。

こちらの配置図におきまして、赤着色にて示しております既存のエアコン室外機3台

と、青着色でお示ししております既存のエアコン室内機15台、こちらを撤去いたしまして、新たにエアコンを設置するという設備更新工事でございます。

以上で、事業全体の説明を終わらせていただきたいと思います。

それでは、資料1ページ目にお戻りいただきたいと思います。

次に、審議事案説明書に沿って順にご説明させていただきます。

まず、入札方式でございますが、こちらは一般競争入札で実施しております。

次に、工事名でございますが、×××号 ×××統制室 GHPエアコン更新工事でございます。

また、工事種別といたしましては、管工事でございます。空調や水道などの設備を扱う工事分類となります。

工事概要といたしましては、さきにご説明させていただきましたとおり、既存設備の撤去、処分及び新規設備設置一式でございます。台数等については、記載のとおりでございます。

続きまして、入札参加資格について主なものをご説明いたします。

1点、令和5・6年度の茨城県の建設工事入札参加資格者名簿に搭載されており、管工事の格付けがA等級であること、それから、管工事について、建設業法に規定する主任技術者がいること、それから、茨城県内に建設業法に基づく本店又は支店があること、それから、管工事について、建設業の許可を受けていること、以上でございます。

続きまして、入札参加資格設定の経緯及び理由についてご説明させていただきます。

資料の2ページをお願いしたいと思います。

当該工事は、既存のガスヒートポンプエアコン一式の更新工事でございます。空調機器の入れ替えの工事であることから、工種を管工事といたしまして、参加業者の等級については、茨城県建設工事入札参加請負業者格付基準第8条に基づく発注標準金額に対応する格付け等級としてA等級の資格を有する事業者といたしました。

また、県内に営業所を有する事業者が多数存在したことから、県内企業の受注機会、それから、競争性が担保されるという判断の下、県内に営業所を有することを要件として入札を行いました。

なお、この資格要件によります応札可能業者としては、165者を想定しておりました。

続きまして、入札の経緯及び結果になります。

さきに申し上げました要件に基づきまして、令和6年8月2日に入札公告を行いましたところ、2者から入札参加資格確認申請がございました。いずれも資格ありと確認されました。そして、同年8月30日に開札した結果、参加資格が確認された両者が入札に参加しております。

落札業者は、×××、予定価格1,618万5,500円のところ、入札金額1,489万円で応札されました。なお、落札率は91.9%でございます。

契約金額は、税込みで1,637万9,000円でございます。

このほかの入札経過、契約内容につきましては、資料の5ページ、6ページのとおりでございます。

続きまして、当該工事の完成写真ですが、資料の7ページから9ページの工事写真をご覧いただきたいと思っております。

初めに、室内機の更新の様子でございますが、資料8ページのとおりです。画像がちょっと粗いので分かりにくいのですが、天井に埋込カセット方式の設備を更新しております。

続きまして、資料9ページをご覧いただきたいと思っております。

こちらが室外機の更新の様子になります。更新対象の3台を全て撤去いたしまして、新たな3台の設置でございます。

また、時間の都合上、説明は割愛させていただきますが、10ページから工事起工決議書、11ページから15ページが内訳書、そして、16ページから22ページが入札公告と入札に使用した資料一式になります。

非常に簡単ではございますが、以上で、審議事案の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございます。

質問等ございますでしょうか。

では、×××委員、お願いします。

○委員

ご説明ありがとうございます。

今回、更新工事、リプレースということなのですが、今、ガスヒートポンプのエアコンはあまりよくないとかというようなことがあって、抜本的にエアコンのシステムを変えろとか、そういうようなことというのは、今回の工事の業者からの提案というのですか、そういう余地というのはあるような工事なのですか。

今お聞きしていると、従来の機械を交換するというふうに、簡単に説明されたのでそうなってしまったのかもしれませんが、変えたほうが、将来、電気消費量とか、そういう意味で安くなるとか、そのようなこともあるのではないかとちょっと思ったのですが、そういうご検討はもう発注前にされているということですか。

○説明者

そこは、検討した結果として、そのまま更新工事ということになったと理解していません。

申し訳ございません。

○委員

分かりました。

○委員

では、×××委員、お願いします。

○委員

今回、更新工事ということなのですが、これを設置したときの業者は別の業者だったのか、同じ業者なのか、そのあたり、分かれば教えていただけますか。

○説明者

これは別の業者でございます。

○委員

ありがとうございました。

○委員

それは、2者ともですか。

○説明者

はい。2者とも別でございます。

○委員

では、×××委員、お願いします。

○委員

応札可能業者で165者というふうに踏んで、結果として2者だったのは、それは何か理由がございますか。

○説明者

×××は、×××を開催している事務所でございます、実際にこのバンクを使って走ることを本場開催と言っているのですが、こちらが年間58日、そのほかに場外開催といたしまして、ここでレースはしないのですが、ほかの松戸だったりいわきだったりとかで開催している車券を販売するのですが、それを場外とって、中を開けて、モニタを映したりして買えるようになっているのですが、それが大体年間で240日、本場と場外を同時に合わせる日もあるのですが、これを単純に足しますと298日となります。空調機を入れ替えたりは統制室といたしまして、×××のオッズであるとか、発売状況であるとか、非常に重要なところですので、基本的に開催をしていない日、非開催日ということで仕様のほうに上げています。

もし開催日であれば、協議の上ということですので、どうしても日数が非常に限られて少ないということから、2者という業者になったのではないかなという、これはあくまでも推測でしかないのですけれども、そう考えております。

○委員

ありがとうございます。

○委員

では、×××委員、お願いします。

○委員

私も同じことを疑問に思ったのですが、×××ということで、茨城県でいうと結構×××のほうですよ。ですので、趣旨は県内の業者の方に受注していただくということをやりますが、地理的に考えると、県に区切ってしまったことで、逆に×××の方は遠くで来られない。日程の都合もあって来られなくて、少なくなってしまったのではないかと。

だから、茨城県の業者の方に受注していただくという方針と、それから、×××とか隣県の方も入れて、とにかく入札する方を増やすという、どちらかの方針があると思うのですが、それはあえて県のほうを取られたということですか。

○説明者

そうですね。確かに×××から遠いということはあるにしても、実際にできるということであればやっていただけるのではないかと考えていますので、県内ということで入れさせていただきました。

○委員

入札監視委員会ですので、応札者を増やすということも重要なミッションですので、ほかの隣県とか、そういうのも参加できるように工夫される。

県の方を活性化するというのは重要なミッションだと思いますが、一方で、入札ということ言うと、よろしくお願いします。

○説明者

ありがとうございます。

○委員

ありがとうございました。

ほかに何かご質問とかございますか。

よろしいですか。

では、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

#### ⑤教育庁・××× 特別教室棟空調新設工事

○委員

では、お願いします。

○説明者

お世話になります。

私、×××と申します。

着座にて説明させていただきます。失礼します。

では、改めまして、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議事案5番の×××特別教室棟生物室外空調設備設置工事についてご説明いたします。

まず、該当工事について、概要をご説明させていただきます。

当該工事は、特別教室棟6教室に新たに空調設備を設置したものでございます。

それでは、1ページの審議事案説明書をご覧ください。

入札方法は、一般競争入札でございます。

工事名は、×××特別教室棟生物室外空調設備設置工事でございます。

工事種別は、管工事でございます。

工事場所は、2ページの図面をご覧ください。

住所は、×××市×××番地、本校敷地内の特別教室棟でございます。

1ページにお戻りいただきまして、工事概要を説明させていただきます。

当該工事は、本校教育課程が単位制に移行することで、授業を展開する上で同時に使用する教室が増えることに伴いまして、空調設備が未設置である特別教室棟6教室に空調設備を新設するものでございます。

次に、入札参加資格でございます。

工事種別は、管工事となりまして、令和5・6年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に搭載された格付がA等級であることとしております。

配置予定技術者については、本工事のみの専任配置とすること、また、管工事について、主任技術者になり得る者であることとしております。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

業者の受注機会を確保する観点から、可能な範囲で所轄管内を拡大して選定し、一般競争入札を実施いたしました。

なお、この参加資格要件での応札可能業者数は74者でございます。

次に、入札の経緯及び結果についてですが、本工事の入札参加者は7者、落札者は、×××となりました。

予定価格は、税抜きで3,820万円、最低制限価格は3,504万円、入札金額は3,506万6,000円、落札率は91.8%でございました。

5ページに入札結果、それから、6ページに契約内容の公表を添付しております。

7ページは、工事完成検査調書になります。

本工事は、令和6年10月30日に工事完成通知を受けて、10月31日に完成検査を実施しております。

8ページは、簡単ではございますが、設置後の完成写真となっております。

9ページは工事概要、10ページから17ページが工事内訳書でございます。

18ページ以降は、入札公告となっております。

以上、簡単ではございますが、概要の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

それでは、ご質問等ございましたらお願いいたします。

では、×××委員、お願いします。

○委員

入札の内容そのものの質問ではないのですが、県内、いろいろな学校でも空調設備、順次、設置していらっしゃるのかなと思うのですが、その学校ごとに入札をして、空調設置を順番に進めていらっしゃる感じなのですか。

○説明者

県内の高校、設置基準というものがあまして、それに沿って、県のほうの予算措置で整備をしていく。もちろん学校の希望があってということなのですが、設置基準に含まれていない部屋については、原則未設置となっているものです。

今回設置した教室というのが、その設置基準に合っていないところで、設置できない基準の部屋だったのですが、今回、単位制移行に伴って、どうしても使用する教室が増えてくるというようなところで、特別な事情というところを酌んでいただいて、県のほうに予算要求をした上で、ご理解いただいて、予算をいただいて設置したという経緯です。

○委員

ありがとうございます。

多分、どこも設置基準に満たなくても設置してほしいという要望が多いのかなと思うのですが、6台で、1台600万円ぐらいはかかるものなのですか。

○説明者

今回の工事については、設計概要をご覧いただければとは思いますが、機械の設置のほかに、この機械を設置するために電気容量が足りなくなるということで、キュービクルの増設をしております。そちらのほうの工事金額が結構な金額をいっております、全体の金額としては大きな金額となっております。

○委員

ありがとうございました。

なるべくどんどん設置していただきたいなと思って質問しました。

以上です。

○委員

ほかにもございますでしょうか。

では、×××委員、お願いします。

○委員

テクニカルな話なのですが、高校が発注するのですか。

○説明者

本来ですと、この事情を酌んで県のほうで発注していただきたかったのですが、学校独自の予算要求というところで、学校発注としてくださいという話で、従来ですと、この大きい金額は学校発注というのはあまり例がない。災害復旧工事なんかですとあるのですが、あまり例がない事例でした。

○委員

いや、単純に驚きました。

ありがとうございます。

○委員

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。何かありますか。

では、×××委員、お願いします。

○委員

この教室の空調の設備を、もともとこういう上部に、窓の上につけるとかというような仕様というのは、学校のほうで事前に検討されたということなののでしょうか。

○説明者

できればもっといい、例えば、天カセですとか、そういうようなものも考えたのですが、そうすると工事費用が高くなるということと、ほかの学校との兼ね合いなどもありまして、県の×××のほうでは、標準的な仕様として、天井吊りのエアコンというものを示されていまして、今回はその仕様で設置させていただきました。

○委員

省エネ等々、いろいろと効率を考えると、本当にこれでいいのかなというのはちょっと思ったものですから。

ありがとうございます。

○委員

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

では、ありがとうございます。

以上になりますので、お疲れさまでした。

⑥農林水産部・××× 第5－3工区区画整理工事

○委員

では、準備ができましたら始めてください。

○説明者

×××でございます。どうぞよろしく願いいたします。

着席のまま、ご説明させていただきます。

まず、審議事案の説明に入る前に、現在実施しております事業の概要をご説明いたします。

3ページの位置図をご覧ください。

この工事は、畑地帯総合整備事業(担い手育成型) ×××地区の一環として行っております。

畑地帯総合整備事業とは、畑の区画整理及び農道整備に加えまして、畑地かんがい施設の整備などを行う事業となっております。

高品質で生産性の高い農業の振興、流通体系の整備を図りまして、併せまして、農業の担い手に農地の集積・集約化を促進することを目的といたしております。

事業面積が48ヘクタール、事業の進捗率は、現在、事業費ベースで69%となっております。

今回の工事は、この区域の中の図面下部の赤色で示した範囲でございます。

次に、工事の概要をご説明いたします。

4ページの図面をご覧ください。

今回の工事は、平面図に示します42圃区におきまして、荒造成状態の現状から、50cm分土砂を盛土いたしまして、畑面の整地を行うものでございます。

また、整地作業と平行しまして、緑色で示しました支線道路や、これにあわせて、青色の湧水対策としての暗渠排水を整備する工事となっております。

11ページの写真をご覧ください。

こちらは、区画整理工事の着工前と完成の様子を示しております。左側の写真が整地工となっております。盛土と整地を行いまして、下側の写真が仕上げという状態になってございます。

右側の写真が支線道路工となりまして、敷き砂利を敷設しまして仕上げた状態でございます。

続きまして、1ページに戻りまして、審議事案説明書に基づき、説明いたします。

入札方式は、一般競争入札でございます。

工事名が、××× 畑地帯総合整備事業(担い手育成型) ×××地区 第5-3工区区画整理でございます。

工事種別は、土木一式工事、工事場所は、×××市×××地内でございます。

工事概要は、42圃区におけます区画整理工事0.82haとしまして、土砂の運搬4,560m<sup>3</sup>、

整地工0.82m<sup>3</sup>、支線道路195m等としてございます。

入札参加資格については、4点ございます。

1点目は、土木一式工事におきまして、格付けがA等級であること、2点目が、工事実績としまして、農地の区画整理工事等としてございます。3点目は、配置技術者といたしまして、土木施工管理技士の資格を有するなど、建設業法に規定する主任技術者となれる者であること、また、直接的な雇用関係があることとしてございます。

4点目が、営業所の所在地でございまして、当事務所管内は4市町でございますが、×××と近隣の市町に主たる営業所があることとしてございます。

入札参加資格設定の経緯及び理由でございまして、本工事は畑の区画整理でございます。工事の品質が農業生産性の向上に寄与しますとともに、農家の財産である圃場に直接関わるということを踏まえまして、同種・類似の工事の実績を求めることといたしております。

これらの要件を満たす応札可能者は、39者となります。

2ページをご覧ください。

契約金額でございまして、税込み2,799万5,000円となっております。

入札の経緯及び結果について申し上げます。

入札参加資格者は11者、落札者は×××でございます。予定価格としまして、税抜きで2,836万円、最低制限価格が2,539万円、入札金額は2,450万円、落札率89.7%となっております。

審議事案の説明内容は、以上でございます。

その他添付資料についてご説明いたします。

3ページの位置図、4ページの平面図は、先ほどご覧いただきましたとおりです。

5ページが入札書取書になります。最低価格となりました2,450万円の入札が2者ありましたので、電子くじを行いまして、×××の落札となっております。

次の6ページが、くじの結果となります。

7ページが、契約内容の公表でございます。

8ページが、変更契約の公表資料となっております。462万円の増額変更を行っております。

9ページが、その変更理由でございます。盛土用の土砂運搬に当たりまして、土取場の進入口変更等ございまして、仮設用の敷鉄板が増となったことと、受注者希望型といたしまして、週休2日制促進工事を実施しておりますので、これの増などとなっております。

10ページが工事成績評定結果表でございます。76点の評定です。

11ページが、先ほどご覧いただいた工事写真、完成写真、12ページに、工事の起工概要書、13ページから16ページにまたがりまして積算内訳表、17ページ以降が入札公告を添付してございます。

以上で、概要の説明を終わります。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご質問がありましたら、どうぞお願いします。

×××委員、お願いします。

○委員

ご説明ありがとうございました。

発注者には関係ないのですが、本事案は、今日初めて変更理由書が出てきたので。

変更理由書に書かれている理由の2つ目なのですが、受注者との協議により、週休2日、これは仕様書で認められているというご説明ですよね。

ということは、入札の最初からそれを入れて積算してしかるべきかなというふうに思ったのですが、どうして入札のときはそうではなくて、落札してから増額というふうにされたのかということと、それをどうして認められたのかということのをちょっと教えてください。

○説明者

現在、我々のほうの工事も、働き方改革の一環で、建設業界の週休2日制促進ということもございまして、その方針にのっとりまして、業者の選択型という感じで、今、試行期間としてやっております。

でも、来年以降なんかになりますと、全部週休2日型という発注もあろうかと思いますが、まだこの段階では業者の選択型ということで仕様書に示させていただきまして、対応できた会社には変更増額をするというような内容になってございます。

○委員

対応できた会社ってどういう意味ですか。

○説明者

業者のほうから申入れがありまして、それに対して、我々は週休2日ができているかどうかを最後まで監視、チェックをしまして、それでちゃんとそのまま対応できていますねということになりますと、変更の増額ができるということになっております。

○委員

そうすると、今は、ルールとして、応札するときには、いわゆる人件費、週休2日ではない、ぱっちりやるという人件費で応札しておいて、落札してから、いやいや、週休2日にしますとって人件費を上げる契約の変更が可能だと。ちょっと言い方は悪いのです

が、後出しじゃんけんのように見えるのですが、それが今はルールとして認められているということによろしいですか。

○説明者

はい。

○委員

ちょっと何かおかしいと思うのですけれども。

○説明者

今のところ、業者さんもなかなか週休2日が浸透していないような業者もございますので、その状態から対応できる会社か、そのまま従来どおりのやり方でいくかというのを、今のところ、業者に任せているような状況ではございます。

○委員

でも、できるなら、みんなそうするのではないですか。

○説明者

今のところ、農林水産部の週休2日制促進の施行要領というところで、週休2日制の施行が決定した場合には設計変更することとするという中で、まだ試行段階ではございません。

○委員

多分、今のご指摘は、要するに、落札でくじになったりとか、競っているわけですよね。その金額でやっておきながら、実は、これは実質2,900万円の工事だという話になるわけですよ。そうすると、ここに入っている金額の中では到底落札できないという業者さんが落札しておいて、後からそういうふうになりましたと言って、結局大きな金額を取るみたいな話が不公平ではないかみたいな、そんな話だと思うのです。その点については、試行段階だからしょうがないと、そういうことですか。

○説明者

一応、ルールとして、諸経費の率なども全部示してございますので、こういう契約になった場合は、その分の率を上乗せしますというようなところを公表した中でやっておりますので、この設計自体は、金額が低いほうの設計で予定価格が組まれているという状態にはなっています。

○委員

では、×××委員、お願いします。

○委員

関連して、5ページに、11者入札しているかと思うのですが、皆さん、週休2日ではない前提で、全員、この金額で入札しているのですか。それとも、この入札している各者、全者同じ条件で、週休2日ではない、それか、週休2日分の人件費が入って入札をしている業者もある。そこは分からないのですか。

○説明者

設計で示します条件が、従来型の積算でということで示しておりますので、業者のほうから申し出があった場合に週休2日に切り替えるということになってございます。

○委員

みんな2日ではない仕様でこの金額なのですかね。

○委員

そうですね。そう考えるのが。

○説明者

特記仕様書のほうで、週休2日制の施工の場合はということで謳っております。受注者希望型を適用するというので、入札条件は一緒にやってございます。

○委員

我々が、今、おかしいかなと思っているというのは、要するに、そういう同じ条件でやっていたにもかかわらず、後からやっぱり人件費がかかりますと手を挙げたところが、その分、増額してもらえとなると、そもそもほかの条件でちゃんと安くやりますと言っていたところが、出し抜いた形で、後から増額していっぱいもらえるのではないかみたいな、そういうニュアンスだと思うのですけれども。それって、我々の理解が何か間違っていますか。

そうすると、ほかの業者さんで、今回落札した業者さんよりもちょっと高い金額で入れているのだけれども、そのまま何も増額もせずにできた工事が、ここは分かりませんが、後から増額することを前提で安く入れておいて、増額をして、結果としては入札には落札できたのだけれども、結果としていっぱいもらえるみたいな状態が果たして公平なのかなということから申し上げているのだけれども。そんなことはないということでのいいのですか。

○委員

どの業者も、落札したら上げてもらおうと思っているのなら、公平だと思いますけれども。

○委員

そうそう。

○説明者

入札の条件としては、特記仕様書に週休2日制でやるときにはこういう変更がありますよということで、それぞれ労務に対するものとか、仮設に対するものとか、こういうパーセントが加算されますということまで謳ってございますので、入札条件としては、皆さん、同じになっているかとは思いますが。

○委員

なるほど。安く入れるに決まっていると。

○委員

では、×××先生。

○委員

関連して。

先ほどもちょっとお答えがあったかと思うのですが、この工事とは違う工事では、週休2日制を謳った入札をされている工事があったかと思うのですが、それとは違って、今回は週休2日制を選ばずに入札をさせているというところは、先ほどのお答えだと、週休2日制を取らない業者さんもまだ多いので、入札をいっぱいしていただくために週休2日制前提での条件を入れなかったということだと思うのですが、とはいえ、ほかの工事では週休2日制を謳っているところもあるので、そのあたりの判断基準というのはどういうふうになっているのですか。

○説明者

今のところ、受注者希望型という形で我々のほうは全部発注しているところです。

実際に対応したのが、令和6年度の関係だと13件ほど、うちのほうでは全部の発注があるのですが、その中で4件ほど希望するという会社がいたというような状況でございます。

○委員

最初から、例えば、その中では、週休2日制を謳って条件をつけているものというのがあるのですか。

○説明者

我々のほうから指定して週休2日制で工事をやってくださいというような仕様で発注したものはまだこの段階ではございません。

○委員

そうですか。

○説明者

うちの事務所では、その発注事例が、今はありません。

○委員

来年とか再来年からそうなる。やがてそうなるのですか。

○説明者

失礼しました。

今年度からは、指定型ということで発注させてもらっています。

○委員

なるほど。では、これは前年度ということなのですね。

○説明者

この工事が、2月の起工の関係になっておりますので。

○委員

前年度発注みたいな形。

○説明者

令和6年度の発注工事になってございます。

○委員

なるほど。

○委員

事務局、いいですか。

○事務局

事務局からまた補足させていただきます。

農林水産部さんですと、前年度までは受注者希望型があるということなのですが、土木部におきましては、令和6年度の発注から、原則として1か月を超えるような形の工事につきましては、原則として週休2日を標準タイプとして発注するようになりました。

今までの移行期間のところにつきましては、やはり会社としてまだ日給の職員さんを雇っているという方もやっぱりいらっしゃいますので、そこで週休2日限定で出してしまうと、その会社さんの入札自体を制限させてしまうことになるということがありましたので、移行期間のときには、今の農林水産部さんのような対応を取っていた時期はありました。

先ほど、×××委員がおっしゃっていた、最初にまずは入札の価格自体が週休2日ではないときのパターンで出して、週休2日にできた場合には割り増しになるということにつきましては、今、補正係数みたいなものが国から出ておまして、それが大体1%とか2%ぐらいの割合なのですが、まずは入札のときには、土曜日に働いていてもというような積算条件で、皆さん一律の条件で競争していただいて、国の施策である建設業も週休2日にどんどん移行していこうということについて協力いただける会社につきましては、週休2日の計画を基に、設計変更で、微妙な数字ではありますが、補正して対応していくというような対応を取っているというのが状況でございます。

○委員

分かりました。ずるじゃなかった。

ありがとうございます。

○委員

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

では、×××先生。

○委員

今のお話ですと、契約変更で462万円増ということですが、そのうち、この週休2日、

4週8休対象工事になることで、このうち幾らぐらいのプラスというか、幾ら分ぐらいがそれに該当するのでしょうか。

○説明者

今回の工事で、約60万円程度が2日分の経費の割り増しになっております。

○委員

5か月ですね。工期も延びますよね。変更で工期も延びているということですか。

○説明者

工期に関しましては、年度末の契約だったものですから、そこで約5か月の工事期間ということで1度目の発注をさせてもらいまして、年度予算、議会等の関係がございますので、3月に想定した工期までの変更ということで、8月いっぱいまでの工期延期をさせていただきますが、週休2日制工事の積算には工期の増等は関係ないところでやらせてもらっています。

○委員

分かりました。

○委員

ありがとうございます。

あと、境工事事務所管内はいつもそんな話になってしまうのですが、落札率がいつも低調でいらっしゃるというところもありまして、このあたりについての分析はいかがでしょうか。

○説明者

当事務所に関しましては、毎回、ほぼほぼ最低制限価格の落札が続いておりまして、これが普通のような状況になってございますので、これでやっていただいているという状況を受け止めております。

○委員

それが、だから、競争の結果、そういう話なのか、それとも、何となくまだ横並び、横をにらみながらそんな感じになってしまっていて、なかなか高値で入れてくるところがないという話なのかによって大分そのあれが違ってくるのかなと思うのですが、そのあたり、発注機関としては、業者のやることだからというところではかちよっと分からないという理解でいいのですか。

○説明者

はい、そうなります。

○委員

そうしか答えようがないでしょうね。

○委員

最低価格に近いと、それはそれでいいのではないですか。だめなのですか。一番困るの

は、予定価格に近くて、ほかの業者が高いところにいるのが困るのではないのですか。予定価格よりちょっと下回るのが落札して、それ以外はみんな予定価格より上に入れてしまうというのが一番心配なわけですね。だから、最低価格のところできりぎりで行っているのなら、それは発注機関の積算とほぼ同じものでやっているということですよ。

○説明者

はい。

○委員

私が誤解しているのかもしれない。

○委員

いえいえ。ただ、それが揃ってきてしまったりとか、ずっと同じ状況が続いているというのは、何か別の要因があって、例えば、ぎりぎりを攻める、そういう性格なのか分からないのだけれども、何かほかに意味があるのかなというところなのだけれども、それはないということ。

分かりました。ありがとうございます。

いろいろとありがとうございました。

では、特にほかになければ、ここまでとさせていただきます。

どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

#### ⑦土木部・××× 道路除草工事

○委員

では、土木部さんから、よろしく願いいたします。

○説明者

×××と申します。

着座にて説明させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、審議案件の7番、×××発注の工事名 道路除草工事の説明でございます。

まず、資料の2ページをご覧ください。

対象工事の位置図となります。

まず初めに、×××管内の道路除草の状況でございますが、管内5市の道路管理延長は約720kmになってございまして、その区間を19工区に分割して、年に2回、除草工事を実施している状況でございます。

令和6年度1回目の除草工事の一工区が本工事となりまして、赤く着色した箇所が道路除草の対象区間となっております。

具体的には、一般県道×××号線×××市×××外、主に×××市内の主要地方道、一

般県道の11路線が道路除草の範囲となっております。

除草の範囲につきましては、2ページの図の下に標準断面図がございますが、こちらに記載してございますが、70cmの刈り幅となっております、歩道のある箇所は縁石部の除草も行う内容となっております。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、審議事案説明書をご覧いただきたいと思っております。

初めに、工事名称でございますが、06県単道修 第×××号でございます。道路除草工事でございます、工事種別は、土木一式工事でございます。

工事箇所は、先ほどお話ししました一般国道×××号外、×××市×××外でございます。

工事概要につきましては、道路除草工事、面積にしまして2万500㎡、刈草の処分量が20.5tとなっております。

工期につきましては、6月8日から8月30日の約3か月間でございます。

次に、指名業者数でございますが、12者となっております。

次に、指名業者の選定の経緯及び理由でございますが、指名業者の選定に当たりましては、令和5・6年度の茨城県建設工事入札参加者名簿に登載された土木一式の格付けがB等級又はC等級であること、次に、営業停止又は指名停止が現在行われていない又は過去2か年に贈賄等で指名停止が2度以上又は数か月にわたり行われていない等の信頼度があり、現場近くに営業所があるなど、地域の施工特性に精通している等の地理的条件から、×××市内の業者を選定してございます。

次に、契約金額ですが、税込みで862万4,000円でございます。

次に、入札の経緯及び結果でございますが、入札参加者は11者ございました。

落札者は、×××でございます、予定価格は、税抜きで884万円でございます、最低制限価格は、税抜きで784万円、入札金額は、税抜きで784万円、落札率は88.7%ございました。

資料5ページをご覧いただきたいと思っております。

こちらは入札の結果になってございまして、入札金額が同額であった3者によるくじを実施した結果、×××が落札者になってございます。

次に、変更契約についてご説明いたします。

資料の8ページをご覧ください。

道路除草工事を実施するに当たりまして、過年度の除草面積の実績を基に施工面積を算定しておりますが、施工業者の事前測量の結果、想定していた幅員よりも広い箇所について、設計変更があったものでございます。

具体的には、国道、県道、市道との交差点とか、視認性を確保するために少し広くなっ

ているところとか、そういうところが増えた部分となっております。

道路除草工事の説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様、ご質問をお願いいたします。

では、×××委員、お願いします。

○委員

ご説明ありがとうございました。

入札金額が最低制限価格とぴったり同じで、それが3者。それで、くじでやりました。これは、ぴったり同じというのはよくあることなのですか。

○説明者

はい。

○委員

どうしてですか。

○説明者

恐らく、業者さんが積算するソフトを持っておりまして、同じソフトを持っていれば、その3者が同じ金額になる可能性はあると思いますので、そういうところで同額になったケースかなと考えてございます。

○委員

最低基準価格というのは、どういうコンセプトで決めるものなのですか。

○委員

では、事務方からお願いします。

○事務局

制度のことなので、監理課から補足させていただきます。

先ほど出てきた最低制限価格と同じように、直接工事費の97%、あと、共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費の68%というのを単純に公表しているものを掛け算することになります。

今回の草刈りのところだと、一番最後のページにあるように、すごくシンプルな積算になっているので、この部分に掛け算をすると、実質、公表はしていないけれども、容易に計算はできるというようなことで、このように固まったのかなというふうにお見受けします。

○委員

決め方はそうなのでしょうけれども、要は、この工事の品質を確保する最低限度の金額だというふうに理解しているのですが、そういう金額なのに、そこに狙ってばんばん

ぱ一んと何者も来るというのは、最低金額になっていないのではないか。結構いい金額なのではないかというような気がするのですが、それについては何かありますか。

○事務局

まずは、限界の数字であることは間違いないと思います。国のほうでこの率自体は計算で統計的などところからやるのですが、この価格を下回ると、適正な価格が労務費として支払えないだろうとか、どこかにしわ寄せが出ているのだろうという限界値と言われている数字になっております。

一方で、仕事をしないと技術者さんを遊ばせてしまうとか、なので、工事をしないで遊ぶのであれば、限界値であっても仕事を取りたいというところとの兼ね合いになるかと思えます。

なので、この数字を下回ると、適切な価格で払えないので、それは避けなければならないと思うのですが、その限界ぎりぎりの数字でも受注したいという会社さんが多数いらっしゃるということなのかなというふうに考えております。

○委員

よく分かりました。ありがとうございました。

○委員

では、×××委員、お願いします。

○委員

今回、指名競争入札ということで、この指名理由の信用度のところの記載がありますが、過去2年で贈賄等で指名停止が二度以上又は数か月にわたり行われていないとか、こういった基準は発注者側で決められるものなのか、もうこういう定型のものがあるのかという点と、それがもし一度以上だったら、今回指名されなかった業者さんはいらっしゃるのかとか、そこを伺えればと思います。

○説明者

3ページになりますが、この中で、指名理由がございしますが、信用等々の記載がございしますが、全部定型のものを使用しています。

○委員

一般の感覚だと、一度でもあると、ちょっとそれは信用度が低いのかなと思うのですが、二度以上という定型の信用度を測る物差しなのですか。

○説明者

そうですね、はい。

○委員

分かりました。ありがとうございました。

○委員

では、お願いします。

○委員

最初のほうでおっしゃっていた数字を聞き間違えてしまったかもしれないのですが、××の管内を19工区に分け、年2回やるとおっしゃいましたか。

○説明者

そうです。

○委員

そうすると、38回、入札をやっているという意味になるのですか。

○説明者

そうなりますね。19工区を、1回、まとめて夏前にやりまして、今度は秋にもう1回やります。

○委員

それで対象となる指名業者数は12で同じ。

○説明者

そうです。

○委員

なるほど。では、12の業者が38回入札するチャンスがあるという意味ですか。

○説明者

メンバーは違いますよ。メンバーは、各地区で。

○委員

違うのですか。

○説明者

19か所の場所が全部違いますので、その地域の業者を選びます。

○委員

分かりました。

○委員

今回の工事は、どの工区ということではなくて、11本の道路全部を除草されたのですか。

○説明者

対象の路線は、2ページの位置図に記載のエリアの除草をしました。

○委員

①から⑩まで全部ですね。

○説明者

はい。12路線ですね。

○委員

ありがとうございました。

では、×××先生、お願いします。

○委員

除草はそれほど高度な技術を持つ必要は必ずしもないということで、それだけの数が、実際、入札の件数もあるということで行くと、冒頭にも議論にあったように、ある一定のソフトがあって、そうすると、管内のほかの30何回の入札も同じように最低制限価格と同じ額で、くじ引きというのが乱発されるというイメージがあるのでしょうか。

○説明者

全部は持ち合わせていないのですが、そういうケースはあると思います。

○委員

そうすると、ほとんど入札というくじ引きで業者が決まる感じになってしまうという感じですかね。

○説明者

昔から比べると、比較的、下のほうが下げて突っ込んでくるというか、そういうところは結構増えているなという感触はございます。

○委員

それは、さっき言われていたように、ぎりぎりのところで取っていかないと、遊ばせたりという問題があるからという話ですよ。

○説明者

恐らく、そう思われます。

○委員

ありがとうございます。

ほかに何かありますでしょうか。

特によろしいですかね。

では、以上になります。

どうもありがとうございました。

○説明者

お世話になりました。

⑧土木部・××× 汚泥搬送施設基礎改築附帯工事

○委員

準備ができましたら、適宜、始めてください。お願いします。

○説明者

×××と申します。

本日は、よろしく申し上げます。

着座にて失礼いたします。

それでは、No.8 汚泥搬送施設基礎改築附帯工事についてご説明いたします。

初めに、2ページの位置図をご覧ください。

施工箇所につきましては、太平洋に面した×××市×××の×××敷地内となります。

続いて、3ページの××× 処理場改築工事配置図をご覧ください。

右下に位置します汚泥搬送エリアが今回の施工箇所となります。

エリアには、焼却炉が2台ございまして、下水道の処理工程で発生する汚泥を焼却し、減量化を行ってから焼却灰として処分しております。

このうち、2号焼却炉と汚泥搬送設備は平成8年に供用を開始し、標準耐用年数を大幅に経過し、故障が頻発しているため、新たに2号焼却炉を改築することになりました。

4ページの焼却炉改築工事全体工程表をご覧ください。

令和3年12月に2号焼却炉機械設備改築工事を、令和3年11月に2号焼却炉電気設備改築工事を、また、令和4年4月に汚泥搬送設備改築工事を、さらに令和6年3月には汚泥搬送施設基礎改築工事を発注し、それぞれ、機械、電気、土木の異なる受注者により工事を進め、汚泥搬送施設基礎改築工事の終了後に、その基礎を利用して、機械設備の冷却水配管の取付けや汚泥搬送設備の現場据付けを行う予定でした。

よって、汚泥搬送施設基礎改築工事の工程が遅れることは、他の工事も遅れることにつながり、さらには2号焼却炉の完成が遅れることとなります。

先ほども申しましたように、当処理場には2台の焼却炉がございまして、毎日の汚泥発生量により、焼却炉を1台又は2台の運転としています。

今回の工事では、旧2号焼却炉の一部を新2号焼却炉に流用する部分があることから、一定期間、1号焼却炉1台のみでの運転となる期間が発生します。

そして、この1台運転が長期化した場合、汚泥の焼却が間にあわず、施設全体に影響を及ぼしてしまうため、今回の関連工事全てを工期内で完成させ、新2号焼却炉を早期に稼働することが求められておりました。

汚泥搬送施設基礎改築附帯工事は、これらの4つの工事に関連するものであります。

それでは、審議事案説明書について説明いたします。

1ページをご覧ください。

入札方式は、随意契約でございます。

工事名は、05国補特下第×××号、汚泥搬送施設基礎改築附帯工事、工事種別は、土木一式工事、工事場所は、先ほど申しましたとおり、×××市×××地内となります。

工事の概要について。

取付管設置 N=1式とありますが、内容といたしましては、次の随意契約の理由1行目に記載のとおり、2号焼却炉改築工事に伴い、工業用水や処理水の配管を敷設するものであります。

契約金額は、消費税込み1,078万円でございます。

受注者は、×××市に本社を持つ×××です。

続きまして、随意契約の理由についてご説明いたします。

当初、汚泥搬送施設基礎改築工事において、地盤改良工事のほか、新2号焼却炉で利用する工業用水や処理水の配管を既設配管に接続する計画をしておりましたが、2号焼却炉機械設備改築工事と等の取り合いにより、配管敷設ルート的大幅な変更や追加が必要となり、茨城県建設工事施工等の手続及び監督規程により、設計変更の限度額を大幅に超えたため、別工事として取り扱うこととしました。

6ページの随意契約理由書をご覧ください。

8の理由の欄になりますが、本工事は、汚泥搬送施設基礎改築工事と一連で施工を行う必要があること、焼却炉本体のスケジュールを踏まえ、速やかに工事を行う必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」を適用し、一般競争入札を行わず、汚泥搬送施設基礎改築工事の受注者と随意契約を行っています。

最後に、工事成績評定の結果でございます。

11ページをご覧ください。

工事検査の結果、評定点は80.3点でした。

なお、その他参考となる資料をおつけさせていただきました。

以上、簡単ではございますが、審議事案の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員

ご説明ありがとうございます。

委員の皆様からのご質問等を受けたいと思います。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

では、×××委員、お願いします。

○委員

私がいまだに理解していないかもしれませんが、ストーリーとしては、通常の契約変更の流れというか、工事規模が大きい契約変更をしようと思ったら、法律で決められている金

額を超えたので、新たな工事として発注することになり、でも、結局、元の工事の追加の工事なので、発注するにしても、同じ業者に随意契約として発注したという理解でよろしいですか。

○説明者

そのとおりです。

○委員

そもそも、法律的な立てつけがあるとすると、そういうものは、新たな契約発注ということになると、短絡的にというか、やっている業者にそのままぼんと発注するのではなくて、別の業者の可能性も検討するということが前提になっていると思うのですが、それはそういう理解でよろしいのですか。

○説明者

今回の工事に関しましては、基礎改築工事、もともと土木業者がやっていたものに附随するものでありまして、そこと契約したほうが、工期的にも早くできると。あとは、現場の状況を把握しているということで、随意契約といたしました。

○委員

早くて安くなるということですか。

○説明者

はい。

○委員

言われると、それ以外にあまりチョイスがないような気がするのですが、金額が多くなると別の発注をしなければいけないというのは、かえって手間のような感じはしますけれどもね。

○説明者

あとは、先ほども申しましたように、早期の完成が求められておりまして、随意契約のほうが、一般競争入札でやるよりも期間が短縮できるといったことがあります。

○委員

全体のストーリーは理解したつもりです。工期が決まっていて、工事の附属部分だから、同じ業者でやってもらって、ノウハウも分かっているし、やりやすいというのは分かるのですが、随意でやらないと時間が足りないから一般競争入札をやらないというと、本来の規則的なものが全く否定されるような感じがしますので、今回はこれでいいと思うのですが、一般的に、契約変更の域を越えてしまったものは、一般競争入札をまず考えていただくということかなというふうに思うのですが、そうではないのですかね。どうなのですか。私の理解がおかしいのかな。

事情は理解したつもりです。全然文句はないというところです。

ありがとうございます。

○委員

契約変更の限度を超えたという話なのだけれども、多分、金額的な話ではないのかなと思うのですが、そこはどのようなふうになっているのですか。

○説明者

今回の監督規程によりますと、今回の額が1,000万円以上5,000万円以下ですので、当該請負代金の100分の30、30%以上を超えてしまったということがありまして、それがあつたのですが、それで今回は別発注になりました。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

ほかの案件で、軽く1,000万円を超えて変更契約をしているものがあるので、それは、もともと金額が大きいためという話ですね。

○説明者

はい。

○委員

分かりました。そこは理解しました。

ほかに何かありますでしょうか。

委員のほうからもご指摘がありましたが、いろいろな事情がある中で、そこだけということとは十分あるかなと思うのですが、基本的に、ここで問題にしているのは、入札をちゃんとやりましょうという中での話なので、そういうことがないように、計画を立ててやっていくということを徹底していただいて、今後に生かしていただければと思います。

ほかになれば、では、ここまでにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○説明者

ありがとうございました。

#### ⑨土木部・××× 道路舗装修繕工事

○委員

それでは、×××さん、お願いします。

○説明者

×××でございます。

担当者も同席させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

着座にて説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料No.9の事案について説明をさせていただきます。

まず、1ページ目をお開き願います。

審議事案説明書でございます。

入札方式は、一般競争入札です。

工事名は、07県単道修 第×××号 道路舗装修繕工事です。

工事場所は、一般県道 ×××停車場線 ×××市×××地内でございます。

位置図につきましては、3ページをお開き願います。

×××管内図の一部ですが、赤丸で着色した位置が工事箇所でございます。

管内の主要幹線道路は、南北方向には国道×××号、国道×××号、主要地方道×××線が通っており、東西方向には、国道×××号、国道×××号、主要地方道×××線が通っております。

一般県道×××停車場線は、×××市×××を起点としまして、×××線、国道×××号を経由して、×××駅を結んでおります。

1ページに戻っていただきまして、工事概要でございますが、工事延長は、225mでございます。

路面切削工が945㎡、表層工車道部が945㎡、基層工が945㎡、区画線工が660mとなっております。

4ページに平面図がございますので、ご覧ください。

図面の左が×××線方面で、右が国道×××号方面です。

左側90m区間につきましては2車線、右側135m区間につきましては1車線を舗装修繕する設計となっております。

工事の着工前と完成後の写真は12ページから13ページに掲載されており、12ページは、起点側の×××線側から国道×××号方面を見た状況であり、13ページは、終点側の国道×××号側から×××線方面を見た状況でございますので、併せてご覧いただければと思います。

もう一度、1ページに戻っていただきまして、入札参加資格でございます。

予定価格は、税込み1,411万3,000円であり、1,000万円以上であることから、舗装工事の格付けがA等級であること、主任技術者を対象工事に配置できること、地域要件としましては、×××管内又は×××管内に主たる営業所(本店)があることとしております。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、わだちやひび割れが著しい道路の舗装修繕工事で、交通量が多い現道上の施工であり、交通規制を伴う安全管理、施工管理、品質管理を求められるところですが、一般的な工法で行う標準的な工事でありますことから、一般競争入札により実施したものでございます。

応札可能業者数は、20者となります。

入札結果につきましては、2ページをご覧ください。

詳細な結果については、5ページに書取書がございます。

入札参加者は8者であり、その中で一番少額の金額を入れた×××が落札しております。

す。

契約金額は、税込みで1,331万円で、落札率は94.3%でございます。

次に、変更契約について御説明いたします。

まず、7ページは、技能労働者の適正な賃金水準を確保するための労務単価の特例措置に伴う変更契約になります。7万7,000円の増額となっております。

次に、8ページから9ページは、施工内容の変更に伴う変更契約になります。工事延長225mのうち、135mにつきましては1車線のみの修繕としていましたが、事前に測量を行ったところ、道路が波打っており、1車線のみの修繕では平坦性が確保できないこと、また、残る1車線におきましても、路面損傷が想定よりも進行しており、沿道住民から振動の苦情も寄せられていたことから、今回の工事で2車線を一体的に修繕することが効率的であると考え、舗装修繕面積を435㎡変更増しており、350万9,000円の増額となっております。

10ページは、工事成績評定結果でございます。評定点は、80.2点でございます。

私からの説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からのご質問等ございますでしょうか。

いつもの話なのですが、こういう道路の工事とかは、結構あっちこっちでひび割れていたりとかするではないですか。こういうものの選定基準みたいなものはどうなっているのか、教えていただけますか。

○説明者

修繕が必要な道路につきましては、舗装の劣化程度を示します、MC I と言っているのですが、これにつきましては舗装の維持管理指数と呼んでいるのですが、そういったMC I や道路沿線の利用状況、苦情の有無、交通量などから修繕の必要性を総合的に勘案しまして、修繕箇所を決定しております。

○委員

×××委員、お願いします。

○委員

ありがとうございます。

契約変更の2つ目の修繕をする面積を増やしたというのは、4ページの図でいうと、右側の片側1車線というところを2車線にしたということによろしいですか。

○説明者

ちょっと説明をつけさせていただきますと、2回目で設計内容の変更をさせていただいております。工事を契約した後に、受注者によります詳細な現況の道路の縦横断測量を実

施しております。その結果、道路のセンターが波打っておりまして、1車線のみの修繕では平坦性が確保できないことが判明しました。

また、想定以上に舗装の劣化が進行していたことや、周辺住民からの苦情等、そういったものを考慮しまして、舗装の修繕面積435㎡を変更追加しているというような状況でございます。

○委員

このLでいうと90と135の組み合わせですが、両方とも2車線で全部やったということですね。

○説明者

はい、そうです。

○委員

これは、もともとの計画だと、135mは1車線の予定だったのですが、残りの1車線はどういう予定になっていたのですか。

○説明者

もともと、当初計画の中では、道路の修繕の対象となるところを調べ直して発注しておりますが、当初はこの計画でいけるだろうということを考えていたのですが、実際、現場が始まりまして、測量をやったら、先ほどのような状況があったということなので、今回、変更をして対応したといった次第でございます。

○委員

あまり専門ではないから分からないのですが、道路って、片側だけ傷むということはあまりないかなと思って、もともと片側だけ発注するというのが予算の制約だったのか、ということだったのかなと思ったのです。多分、1日でいうと、両方とも交通量は多くなるので、結局、両方とも傷んでくるという感じなので、地盤の関係とか、もともとの舗装の工事の関係で片側だけ特に傷んでいますということであれば、そうかなと思うのですが、通常の施工で、通常の使用をしていると、両方とも舗装すべき。だから、今回、契約変更されてよかったかなと思ったのですが、発注のときも、これからご検討いただければと思います。

○委員

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

特によろしいですか。

では、以上になります。

どうもありがとうございました。

⑩土木部・××× 道路舗装修繕工事

○委員

それでは、×××さん、お願いいたします。

○説明者

×××でございます。

補助説明者といたしまして、3名、同席させていただいております。

よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

審議事案No.10の道路舗装修繕工事につきましてご説明いたします。

当事務所では、29路線の国道、県道、約230kmの道路を管理しております。

その管理している道路の劣化や損傷に伴う舗装の修繕工事となります。

工事場所について、3ページ目をお開き願います。

位置図の上が北側になりまして、東西に横断する国道×××号におきまして、一級河川×××川をまたぐ×××橋の東側が工事箇所となります。

続いて、4ページの平面図をお開き願います。

図面の左側がつくば市方面、図面の右側が×××市方面となっております。

4車線のうちの2車線が工事範囲となります。

沿道には集落や店舗が建ち並ぶ箇所でございます。

今回施工した箇所でございますが、自動車交通量も多く、その通過交通の影響による経年劣化の進行により、舗装にひび割れや段差、へこみが発生し、周辺住民や道路利用者から騒音や振動の苦情も寄せられたことなどから、舗装の修繕を行ったものでございます。

1ページに戻っていただきまして、審議事案説明書をお開き願います。

入札方式は、一般競争入札でございます。

工事名は、06国補道修 第×××号 道路舗装修繕工事でございます。

工事の種別は、舗装工事です。

工事場所は、一般国道×××号 ×××市×××地内で、詳細は、先ほど説明したとおりでございます。

工事概要は、道路舗装修繕工事、延長が180mでございます。

路面切削工が、厚さ10cm、面積が1,260㎡、表層工及び中間層工がそれぞれ厚さ5cm、面積が1,260㎡、区画線設置工、延長542mとなっております。

次に、入札参加資格は、次の3つでございます。

まず、1つ目でございますが、舗装工事の格付けがA等級であること、2つ目でございますが、主任技術者又は管理技術者を配置できること、最後の3つ目でございますが×××管内に、建設業法に基づく主たる営業所(本店)があることとしております。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

当該工事は、工種が少なく、重複せずに施工することができる舗装修繕工事でございます。技術的難易度が一般的な工事内容であることから、一般競争入札により実施したものでございます。

応札可能業者数ですが、22者となっております。

入札参加者は、原則30者以上でございますが、災害発生時における管内の災害復旧活動を担うこととなる地元建設業者の健全な育成のため、×××管内の応札可能業者とさせていただきます。

次に、契約金額は、税込みで1,881万円でございます。

2ページをお開き願います。

入札の経緯及び結果でございます。

入札参加者が5者で、落札者は×××でございます。

落札率は、96.4%となっております。

5ページの入札・見積結果情報閲覧をお開き願います。

落札結果でございますが、入札参加者は5者ありまして、入札結果は、資料のとおりでございます。

6ページは、当初の契約内容の公表、7ページが、変更契約内容の公表でございます。変更の理由でございますが、2点、ございます。

1点目についてですが、当初発注時は、事務所職員により、現地の舗装損傷状況を調査・確認して、工事範囲を決定し、既存の図面を基に数量を算出・積算しております。

その後、工事受注者が決定し、その受注者による詳細な現地調査・測量が実施され、その結果に基づいて、舗装のすりつけにも十分配慮した施工数量の変更を行っております。

2点目ですが、道路鋸を撤去・再設置をする工事を追加変更しております。

路面切削工において、大型建設機械を使用して、従来舗装を削り取る作業をする際に、路面の道路鋸との接触を避けるため、追加したものでございます。

その道路鋸は、全て再利用しております。

これらの理由から、13万2,000円の増額が必要となり、変更契約を行ったものでございます。

続きまして、8ページは、工事成績評定結果表でございます。

当該工事は、令和7年2月7日に完成し、工事評定点は79.6点でございます。

9ページ、10ページをご覧ください。

工事起点側から終点側に向かって撮影した工事着手前と完成状況の写真でございます。奥のほうに見えますアーチ状の施設が一級河川×××川をまたぐ×××橋でございます。

11ページは工事起工概要書、12、13ページは、工事数量総括表、14ページ以降は、入札公告でございます。

審議事案の説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

それでは、委員の方々から、ご質問等ございますでしょうか。

では、×××委員、お願いします。

○委員

ありがとうございます。

入札金額についてちょっとお伺いしたいのですが、昨今、積算のやり方が公表されていて、マニュアルとかソフトウェアとかが浸透して、業者の方も適切に積算できるようになりました。その結果、最低制限価格のようなものは別に公表していないのですが、これまでの事例を集めると、大体こういう割合でやっているということが分かるということなので、どの入札も大体最低制限価格をちょっと超えるあたりで来ているというご説明が多かったのですが、今日のこの件は、それに比べると予定価格に近いかなと思えました。

どういう背景があるのか、そういうように捉えられているかどうかということも含めてお考えを聞かせていただきたいのと、あと、取りおりの関係があるのかどうかということもお伺いできればと思います。

○説明者

ありがとうございます。

まず、落札の金額の関係ですが、×××の令和6年度の全体の落札率が約96%程度でございます。

今回の舗装工事でございますが、落札率が96.4%ということで、×××の率としては、標準的なものであるかなというふうに考えてございます。

2点目の取りおりに関係するかということなのですが、取りおり、今回、5本で実施しておりまして、5本とも96%台の落札率となっておりますので、こちらも標準的なのかなというふうに考えてございます。

○委員

ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。

では、×××委員、お願いします。

○委員

もし分かればなのですが、工事の数量総括表で、交通誘導警備員、1日1万6,000円と記載があるのですが、大体これが標準の価格なのでしょうか。交通誘導警備員の人件費です。

○説明者

こちら、県の公表されている単価表がありまして、そちらのほうから積算しているものですので、標準と捉えております。

○委員

これより高く設定しているところなどもあるのですか。

○説明者

同じ単価を採用しておりますので、時期によりまして改定がありますので、変わってはきますが、この時期の単価としては、これが標準だと捉えております。

○委員

ありがとうございます。

○委員

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○委員

今のところは16人です。36万8,900円、16人ということは、幾らでしょう。2万円は超えているでしょうかね。

○委員

そうなのですね。1回当たり2万3,000円。

○説明者

ここに出ております16人というのは、この現場の作業をするのに、ここに張りついてもらった交通誘導員のトータルの数が16人となっております。

○委員

それがかかったのが36万8,900円。

○事務局

ほぼ一緒なのですが、Aだと1万8,000円ぐらいで、Bだと大体1万6,000円ぐらいなので、そこに書いてあるやつだと、実際、一緒ぐらいですが、16人で、1万6,000円だったり1万8,000円だったりというのが今の労務単価です。

○委員

ありがとうございました。

ほかに何かありますでしょうか。

特によろしいですか。

では、以上をもちまして終了としますので、どうもありがとうございました。

お疲れさまでした。

○委員

×××委員から、2点ほど、質問があるみたいなので、それを監理課に聞いていただければと思います。

○委員

2つあって、1つは、ちょっとくだらない質問で、くじというのが2件ぐらいあったのですが、具体的にどういうふうにするのか。数字が3桁ぐらい並んでいて、これが高額というのがよく分からなかったというのがあるのですか。

○事務局

まず、くじ引きの制度についてお話しさせていただきます。

入札する際に、それぞれの応札者の方に、3桁の111とか数字を入れてもらいます。その数字と、また、入札順であるとか、その係数を掛けて、コンピュータで、その入札の順番プラスそれぞれの入札の人が入れた数字を組み合わせるとくじ引きになるというような制度になっていまして、なので、入札の順番だけでも誰が取れるか分からないし、相手がくじ番号を何を入れるか分からなければ分からないといったようにランダムみたいな形になるのですが、そういったくじ引きの制度を運用しています。

○委員

乱数みたいな感じ。

○事務局

そうですね、はい。

○委員

ありがとうございます。

もう一つは、さっき、発注機関の方がいらっしゃったので言いにくかったのですが、×××で入札率が96.4%というのは、今、積算システムができて、最低制限価格も分かっている状態なのに、結構高止まりしているというのは、これは大丈夫なのですかというか、どうお考えですか。

○事務局

先ほどの96.4%というのにつきまして、茨城県全体で見ると大体94%ぐらいが昨年度の平均の値になります。そこから見ると少し高い数字ではあるのですが、適正な利益を含めるといって言うと、予定価格が、本来、会社の健全な発展のためには必要な経費ではないのかなというふうに考えております。

○委員

では、今回、最低価格でいっぱい見たのは、たまたまそういうグループを見たということによろしいですか。全体を通して見ると、最低のほうに行っているのが多い印象を受けたのですけれども。

○事務局

平均ですと94%ぐらいになるので、今回、90%前半とか89%ぐらいのありましたの

で、ピックアップしたときに、たまたま低いほうを選ばれたものかなというふうに感じております。

○委員

分かりました。ありがとうございました。すっきりしました。

(2)一般競争入札における1者応札の発生状況について

○委員

ありがとうございました。

では、(2)1者応札の発生状況について、事務局からお願いします。

○事務局

監理課でございます。

それでは、委員が必要と認める事案としまして、令和6年度発注工事における1者応札の発生状況についてご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

お手元の資料の8ページをご覧ください。

今、紙でお配りしました一覧表に個別の内容を記載しましたので、そちらも併せてご覧ください。

1 令和6年度発生状況とありまして、(1)1者応札の発生件数という表が一番上にございます。

(1)の1者応札発生件数の黄色の網掛けのところをご覧くださいますと、令和6年度に契約した建設工事1,900件のうち、一般競争入札の結果、1者応札となったものは185件、9.7%となっております。

令和5年度と比べますと、件数が59件、発生率は3.4%増加しております。

次に、(2)の業種ごとの発生状況でございますが、8ページから9ページにかけての表のとおり、ほとんどの業種の発生率が増加しております。特に、一番上の機械器具設置工事におきましては、発生件数も多く、発生率も高いという状況でございます。

電気通信では減少しておりますが、これは母数が小さいので、ちょっと数字の影響が大きく出てしまったかなというところでございます。

次に、9ページの発生理由をご覧ください。

発生理由として考えられることを発注機関に対してヒアリングした結果でございます。技術者不足による要因が一番多くて、115件となっております。この内訳は、土木一式工事40件、機械器具設置工事39件などとなっております。

件数が多い原因の特定などの分析まではできておりませんが、令和6年4月から、建設業に時間外労働の上限規制が適用されたということがございまして、技術者を無理に働か

せられないといったことで、こういったことも一つの要因なのかなと推察しているところ  
でございます。

次に、10ページをご覧くださいまして、1者応札の発生割合が高かった機械器具設置工  
事の状況について分析したものでございます。

「競争性の有無」ということで、3つの観点で見た状況をまとめたものになります。

この3つの観点につきましては、13ページに参考資料として添付しましたが、会計検査  
院の報告書に示されている①、②、③という観点に基づいて作成したものでございま  
す。

状況を確認しますと、①の公告期間と③の中立的な仕様書についてはおおむね問題はご  
ざいませんでしたが、②の応札可能業者数につきましては、その赤字の部分ですが、30  
者未満、応札可能業者数が少ない工事が20件ございました。そのほとんどがポンプ設備  
であるということを確認したところでございます。

このようなことから、第3回にご審議いただく1者応札案件につきましては、×××委  
員に、2件、抽出をお願いする予定でございますが、1件は当該案件、ポンプ設備工事の  
中から選んでいただきいと事務局案としては考えているところでございます。

次に、11ページをご覧ください。

まず、下のほうの5の1者応札の取扱いの変遷をご覧くださいまして、1者応札につ  
きましては、平成22年に当委員会から建議をいただいて、競争性に問題なしとは言えない  
ということで、無効としていたところでございます。

しかし、その後、不調・不落の発生といった問題がございまして、令和3年2月から、  
順次、取扱いを緩和してきたところでございます。

その上の4に戻って見ていただきますと、不調・不落の発生状況でございますが、この  
取扱いの緩和によりまして、不調・不落の発生件数は減少してございます。

事業の円滑な執行という意味で、事業の遅延を防ぐなどという意味で、この緩和の効果  
があったものと考えているところでございます。

ただし、1者応札につきましては、やはり競争性に問題なしとは言えないということ  
ありますので、県としても、発生の防止に努めているところでございます。

例えば、理由として最も多かった技術者の不足につきましては、同種の工事が同時期に  
発注されていることが要因として推察されるということでございますので、県としても、  
柔軟な工期設定ができる余裕期間制度の活用など、施行時期の平準化の取組を進めている  
ところでございます。

また、これは県だけではなくて、市町村発注工事にも働きかけを行っております。

それから、技術者不足への対応については、発注方式の工夫だけで解決できる問題では  
ございませんので、やや間接的ではございますが、建設業の生産性の向上とか、働き方改  
革の推進、魅力発信といった取組を推進することで建設業の魅力を向上させて、3Kから  
新4K、給料が高くて、休暇が取れて、希望が持てて、カッコいいといったよう産業に転

換することで、担い手の確保・育成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

参考までに、12ページに、今ご説明した県の担い手確保の取組をまとめた図を添付しておりますので、後ほどご覧おきいただければと思います。

1者応札の発生状況についての説明は、以上でございます。

○委員

ありがとうございました。

今の点につきまして、何かご質問等ございますか。

よろしいですかね。

○委員

私が選ぶことになっているのですが、1者応札の事例が多いのがポンプ関係の工事、それは今日のどこかの発注機関で説明があったように、もともと設置した業者さんだから、そこが来るだろうと思ってみんな遠慮しているのではないかというような説明だったと思うのですが、私もう一んと思ったのですが、納得したというか、そうかなと思ったのですが、今度、第3回目で、もしポンプの事業でご説明いただくとすると、そこは論点になるのでしょうか。

○事務局

そこが論点になると思っています。

ポンプということになりますと、その動力源の電気盤のところとの連携とか、どのメーカーとどの電気盤という連携のところはどうしても不具合が出たときに、自信がないと言ったら変ですが、どういう不具合が起きるかがリスクがあるというような声も聞いたりすることもあります。

なので、その機械だけでなく、そこと連携されるシステムとの一環になるので、そういったところを掘り下げてみたいなというふうに考えているのが事務局としての考えになります。

確かにポンプのところを出ているのですが、10ページ目の競争性の有無の観点②になるのですが、今、1者応札のところ、有効にしている考え方が、応札可能業者数が30者以上の場合、2つ目が、県外業者が入ってこられる場合であれば、30者未満になってしまうときでも有効として捉えているのですが、2つ目のところ、県外が入っていて、30者未満になっているようなところに、先ほど例示させていただいたポンプ設備などがありまして、そういった項目のところを掘り下げてみたいなと思っているところでございます。

○委員

委員会をする前から言うのもあれですが、掘り下げるとするのは、議論の行き方によっては、そういうのは一般競争ではなくて、もう随意契約にしたほうがいいのかみ

たいな結論も出るかもしれないと思うのですが、そうではないのですか。発注機関の方のご説明を伺うと、そのほうが、施工期間も、突発的なことにも対応してもらえることが期待できるしとかという言い方で、非常にポジティブな言い方でしたよね。

でも、次は、そうではないと。ちゃんと新しい業者を連れてこいということを言う回ですか。

○事務局

はい。できれば、競争性という意味で、既存の設置した会社以外も入れるような入札条件になっているかというところを確認していきたいと思っています。既存だけではないのですが、その中でポンプがその傾向が強いというのがあるので、そのところは見ておいたほうがいいのかなど。

○委員

分かりました。委員の皆様がそれでいいとおっしゃるなら、選びます。

○委員

今の×××委員のご指摘もそのとおりで思っていて、結局、それを突き詰めたら、従前、よくやってくれるところに頼むのが楽だし、何のあれもなくできるからということでもいいと思うのですが、でも、それだと、競争というところとの兼ね合いでいくとなかなか違うという話にもなるので、それでよしとはせずに、問題提起はしていったほうがいいのかなどというふうには思いますので、一応、そういうことがあったと。

ありがとうございました。

ほかに何かご意見とかございますか。

よろしいですかね。

では、1者応札につきましては、選んでいただけるということですので、やっていただいてということにしたいと思います。

では、議論につきましてはここで終了ということで、事務局にお返ししたいと思います。

ありがとうございました。

(以下、進行など省略)